

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年5月28日(2015.5.28)

【公開番号】特開2014-239917(P2014-239917A)

【公開日】平成26年12月25日(2014.12.25)

【年通号数】公開・登録公報2014-071

【出願番号】特願2014-155429(P2014-155429)

【国際特許分類】

A 6 3 F 13/73 (2014.01)

A 6 3 F 13/79 (2014.01)

A 6 3 F 13/30 (2014.01)

G 0 6 F 21/33 (2013.01)

【F I】

A 6 3 F 13/73

A 6 3 F 13/79

A 6 3 F 13/30

G 0 6 F 21/20 1 3 3

【手続補正書】

【提出日】平成27年4月8日(2015.4.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

以下を含む方法：

検証サーバのプロセッサーが、携帯ゲーム機を使用している遊技者からの確認要求であって当該携帯ゲーム機がゲームサービス事業者によって制御されているゲームサーバと通信していることを確認するための確認要求を、ゲーム許可機関によって制御されている検証デバイスから受け取ること；

前記プロセッサーが、前記検証デバイスから前記確認要求を受け取った場合に、遊技者識別情報にアクセスすること；および

前記プロセッサーが、当該携帯ゲーム機が当該ゲームサーバと通信していることの確認として、前記ゲームサーバを介して前記携帯ゲーム機に、前記遊技者識別情報を送ること。

【請求項2】

前記確認要求を受け取る前に、

前記プロセッサーが、前記遊技者識別情報を前記遊技者から受け取ること；および

前記プロセッサーが、前記遊技者識別情報をデータベースに記録すること、
を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記プロセッサーが、前記検証デバイスを介して、前記遊技者に、当該検証デバイスが前記検証サーバと通信していることを確認すること、

を含む、請求項1又は2に記載の方法。

【請求項4】

前記遊技者識別情報は、前記遊技者が1つ以上のゲーム行為に係わっている1つ以上の場所を含む、

請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 5】

前記遊技者識別情報は、前記遊技者が係わった 1 つ以上のゲーム行為に関する 1 つ以上のスキルレベルを含む、

請求項 1 から 4 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 6】

前記プロセッサーが、前記携帯ゲーム機の前記遊技者が知らない値を決定すること、
を含む、請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 7】

前記携帯ゲーム機が、前記ゲームサーバと協同して、前記遊技者に対して少なくとも 1 つの便利なサービスを提供可能である、

請求項 1 から 6 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 8】

前記少なくとも 1 つの便利なサービスは、以下の少なくとも 1 つを含む：

レストランサービス、

娯楽サービス、

ホテルサービス、

金銭管理サービス、

ニュースサービス、および

金融為替サービス、

請求項 7 に記載の方法。

【請求項 9】

前記遊技者識別情報は、以下の少なくとも 1 つを含む：

前記遊技者によってされた予約、

前記遊技者によってされた予定、

前記遊技者によって購入されたアイテム、

前記遊技者によって購入されたアイテムのコスト、および

前記遊技者によってされた予約と関連した預金額、

請求項 1 から 8 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 10】

前記遊技者識別情報は、以下の少なくとも 1 つを含む：

前記遊技者の信用量、および

前記遊技者の売掛勘定の取引履歴、

請求項 1 から 9 のいずれか一項に記載の方法。